

戸別所得補償制度に関する
請 願 書

戸別所得補償制度に関する請願書

<請願の理由>

23年度から畑作部分についても実施される戸別所得補償制度については、農業者にとってきわめて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有しています。

とくに北海道は、輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農業について、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。

食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を果たしている多様な農業経営体の育成・確保とともに、北海道が持つ潜在能力をフルに発揮して持続可能な農業の確立を図り、意欲を持って自ら創意工夫を行う地域・農業者のために、政府一体となった中で地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要があります。

つきましては、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向けて下記の要旨を踏まえた意見書を提出して頂きますよう請願するものであります。

記

<請願の要旨>

- (1) 政策決定・検討の取進めについて、生産現場の課題と意見をしっかりとくみ上げ、反映させる仕組みを確立すること。
- (2) 畑作農業政策の基本理念について、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。
- (3) 平成22年度の水田・畑作経営所得安定対策について、成績払単価は現行水準以上で設定すること。また、担い手経営革新事業・先進的小麦生産等支援事業について、現行以上の内容・水準を継続すること。
- (4) 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物についてはすべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。また、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。
- (5) 生産された原料てん菜は、全量を戸別所得補償制度の支援対象とするとともに、生産されたてん菜糖は、全量を供給可能数量とすること。
- (6) でん粉工場・製糖工場の経営収支の悪化を招かないよう再生産可能な支援対策を講じること。
- (7) 畑作物についても地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策の構築を行うこと。
- (8) 政策推進にあたっては行政の責任を明確化し、事務は民間団体ではなく行政機関が責任をもって行うこと。
- (9) 地域協議会について、その機能を十分に発揮できるよう仕組みを整備すること。

平成22年1月22日

紹介議員

安田 董 

請願者

(住所) 上川郡清水町南2条1丁目8番地

(氏名) 十勝清水町農業協同組合

代表理事組合長 間木野 篤



北海道清水町議会議長 田中 勝男 様